



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 60/2015年10月号

発行日：2015年10月29日

ラグビーワールドカップ・イングランド大会は、3勝をあげるという日本ラグビーにとって歴史的大会になりました。ラグビーの母国である現地のメディアも絶賛しているようです。ここで、我々は何を学ぶべきでしょうか。安易に日本ダメだ論、日本経済ダメだ論に与することなく、海外に学ぶべきところは学び、守るべきところは守って、信じて前に進み続けることではないかと思いますが、いかがでしょうか。

I. 最新情報（2015年9月1日～2015年9月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年9月 7日	お 知 らせ	金融庁総務企画局 からの「労働者派 遣に対する対価の 会計処理及び表示 について」に関し て	<p>今般、厚生労働大臣から、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会に対し、労働者派遣に対する対価の会計処理及び表示について、要請がなされました。</p> <p>これに関連して、金融庁総務企画局長から、別紙のとおり、厚生労働省職業安定局長からの要請について、当協会の会員に対して周知の依頼（平成27年9月7日付け金総第6139号）がありましたので、お知らせいたします。</p> <p>会員各位におかれましては、「労働者派遣に対する対価の会計処理及び表示について」を踏まえて適切にご対応くださるようお願いいたします。</p> <p>要約：労働者派遣に対する勘定科目として「物件費」は派遣労働者を物扱いしており、適切ではなく、例えば「人材派遣費」等とし、労働者の派遣を受けてその人材を活用しているという実態を適切に反映するようお願いしたい。</p>	平成 27 年9 月7日

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年9月 10日	お 知 らせ	シンポジウム「グ ローバル時代の企 業価値リポート ィング～成長戦略を 支える I F R S （国際財務報告基 準）」が開催され ました	平成 27 年9月9日（水）日経ホールにおいて、シンポジウム「グ ローバル時代の企業価値リポートィング～成長戦略を支える I F R S（国際財務報告基準）」が以下のプログラムで開催され、森会 長がパネリストとして登壇いたしました。（日本公認会計士協会特 別協賛） 採録はこちら⇒ http://ps.nikkei.co.jp/ifrs2014/	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年9月 7日	意見	国際会計教育基準 審議会(IAESB) 「学習成果アプロ ーチの実施のため の指針原則に係る コンサルテーショ ン・ペーパー」に 対するコメントの 提出について	国際会計士連盟(IFAC)のIAESBは、平成27年7月に「学習成果 アプローチの実施のための指針原則に係るコンサルテーション・ペ ーパー」(Consultation Paper : Guiding Principles for Implementing a Learning Outcomes Approach)を公表し、広 く意見を求めておりました。 このコンサルテーション・ペーパーは、改訂した国際教育基準 (IES)において新たに導入された概念である「学習成果」(職業会計 士が果たす役割に関連する能力分野において求められる知識、理 解、及び応用の内容と深さ)に基づき、学習目標を定め、学習及び 能力開発活動並びに評価活動を行う「学習成果アプローチ」を実施 するに当たっての指針を策定することを目的としたものです。	2015年9月 7日

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

			日本公認会計士協会(継続的専門研修制度協議会)では、このコンサルテーション・ペーパーに対するコメントを取りまとめ、平成27年9月7日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2015年9月24日	意見	国際会計士倫理基準審議会(IESBA)再公開草案「違法行為への対応」に対する意見について	平成27年5月に国際会計士倫理基準審議会(IESBA) (http://www.ifac.org/Ethics/) は、再公開草案「違法行為への対応」を公表し、広く意見を求めました。 日本公認会計士協会では、本再公開草案に対するコメントを取りまとめ、平成27年9月17日付けでIESBAに提出しましたので、お知らせいたします。	—
2015年9月30日	通達	自主規制・業務本部 平成27年審理通達第3号「平成27年度税制改正における国税関係書類に係るスキャナ保存制度見直しに伴う監査人の留意事項」	日本公認会計士協会では、平成27年9月17日に開催されました常務理事会の承認を受けて、自主規制・業務本部 平成27年審理通達第3号「平成27年度税制改正における国税関係書類に係るスキャナ保存制度見直しに伴う監査人の留意事項」を平成27年9月30日付けで公表しましたので、お知らせいたします。 電子帳簿保存法におけるスキャナ保存要件の改正に関しましては、国税庁ホームページ(下記URL)に掲載されております。 https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-z-eikaishaku/dennshichobo/jirei/08.htm 要約: 国税関係書類につき、税制改正によって、一定の要件の下に全ての契約書・領収書等についてスキャナ保存が可能となる。原本はスキャナーによって電子媒体に返還された文書より証明力が強い。原本保存期間とその対象範囲について、被監査会社と事前に十分に協議し、慎重に対応されたい。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

<のれんの償却に関するリサーチ>

(1) のれんの額の巨額化

以前日経新聞にて、楽天が貸借対照表に計上するのれんの残高が、平成27年6月末で4,000億円を超えていることが報道されました。楽天はIFRSを採用しているため、のれんについては償却せず、毎期減損テストをすることで貸借対照表価額を決定しています。(減損のみアプローチ)

他方日本基準を採用している多数の日本企業は、のれんは計画的規則的に償却した後、毎期減損テストを行い貸借対照表価額を決定しています。(償却及び減損アプローチ)

IFRSの強制適用は、2011年に導入延期が決定されたものの任意で採用している企業数は増え、いずれのれんの“減損のみアプローチ”がスタンダードになるものと思われました。

(2) のれん減損テストのみ？

2015年5月に「リサーチペーパー第1号 のれんの償却」が公表され、また「IFRS 第3号に関する基準適用後のレビュー IASBによるフィードバック文書の公表」によれば、「減損のみアプローチ」が将来的に優勢勝ちするという状況でもないようです。その理由は以下のとおりです。

(3) 国際的な動向

- ①ASBJ（企業会計基準委員会）は、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）、イタリアの会計基準設定主体と「リサーチ・グループ」を結成し「のれんはなお償却しなくてよいか」というディスカッションペーパーが2014年7月に公表されている。これに寄せられたコメントレターは大半が「耐用年数決定に困難が伴うが、のれんの償却を再導入すべき」という見解であった。
- ②ASBJの学術論文のレビューによれば、「減損のみアプローチ」のほうが「償却及び減損アプローチ」よりも優れていると結論づけることは困難であった。
- ③日本証券アナリスト協会が実施した財務諸表利用者に対するアンケートによれば、利用者の過半数が「償却及び減損アプローチ」を支持している。
- ④IASBは関係者から入手したフィードバックを踏まえ、「のれんの減損テストの有効性及び複雑性」と「のれんの事後の会計処理（減損のみアプローチと償却及び減損アプローチの比較）」を重要性が高い項目と評価している。

(4) まとめ

IFRSの強制適用を考えますと、短期的には減損のみアプローチが採用される可能性が高いと思われます。その場合には毎期の償却負担はありませんが、巨額の減損を認識しないといけないというリスクがあることはよく指摘されるところであります。さらに、長期的にはIFRSも改正される可能性があり、その場合にはのれん償却の再導入に伴って、毎期の多額な償却負担に苦しむという可能性もあります。

なお、本記事は企業会計基準委員会のHPを参照させていただき、適宜、加筆及び抜粋を加えています。また、本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを、あらかじめ申し添えます。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703